

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 }
各指定障害児入所施設運営法人代表者 } 様
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業（仮称）」の所要額調査
について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度こども家庭庁より、令和5年度補正予算（案）において計上されている標
記事業について、本県における所要額の調査依頼がありました。

つきましては、以下の内容をご確認いただき、補助を希望される事業所は、提出期限ま
でに障害福祉課あて電子申請フォームにてご回答ください。

なお、今回の所要額調査は、国の補正予算の成立前に実施しているものであり、従って
補助金の交付を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

記

1. 事業内容

保育所等（※）の施設におけるこどもの性被害を防止するために、こどものプライバシ
ー保護のためのパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置や、保護者からの確認依頼
等に応えるために、支援内容（保育の実践記録等）の記録をするためのカメラの設置を行
う場合に、備品購入費等の費用に対する補助を行う。

※障害児入所施設、障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）が含
まれます。

2. 交付対象経費

(1) プライバシー保護のためのパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の備品購入費、
及び設置に係る費用

(2) 保育の記録用の固定型カメラやホームカメラ及び三脚等の付属品（※）の備品購
入費、及び設置に係る費用

※三脚等の付属品はカメラの導入に不可欠であると判断できる場合に限りま

3. 補助基準額

1施設当たり 100千円以内

補助率：国1/2、県1/4、事業者1/4

ただし 10 万円を超えた場合は、超えた額は全額事業者負担

4. 回答方法

以下の電子申請フォームによりご回答ください。

【 オンライン申請フォーム 】

<https://logoform.jp/form/T8mB/432553>

※申請を希望されない事業所は提出不要です。

※岐阜市内に所在する事業所は回答対象外です。

※新規開設予定事業所も含みますが、今回の調査で希望がなかった場合、追加での希望は受付できませんのでご注意ください。

5. 提出期限

令和 5 年 1 2 月 1 日（金）

※期限が大変短く恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

【留意事項】

- ・すでに購入した備品については補助対象になりません。
- ・補助を受けて購入した備品や設備の修理費は補助対象になりません。
- ・カメラ等のリース料は補助対象になりません。
- ・国の補正予算成立日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに購入・設置できるものが対象となります。
- ・同一敷地内に複数の事業所がある場合には、1 事業所として取り扱います。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		